1. プロポーザル実施要項　質疑・回答書

質疑番号	資料番号	資料ページ番号	質　問	回　答
1	実施要領	17	技術提案書(「Ⅲ.1.(3).ア」のA3様式5-1～3)については、「左上をダブルクリップ1か所留めとし」とあり、左側で綴じる指定もありませんので、用紙の左側に特にとじしろのスペースを取る必要はなく、様式5-2～3の左右上下の余白の大きさは参加者の任意で作成して構わないでしょうか。	宜しいです。
2	実施要領	19	技術提案では、「参加者が特定できるような表現は避けること」とありますが、どうしても共同企業体の企業を表記したい場合に「代表者」「構成員A」「構成員B」といった名称で記載しても良いでしょうか。	宜しいです。
3	実施要領	19	技術提案では、「参加者が特定できるような表現は避けること」とありますが、過去に携わった工事名、配置技術者の個人名等を記載することは可能でしょうか。	工事名や配置技術者名の記載については、「工事A」や「配置技術者A」という記載にしてください。
4	実施要領	18	Ⅲ.2.(2)「～施設の休館期間は、体育館・プール棟、クラブハウス棟共に令和7年12月1日～令和8年4月30日までを予定している。施設運営に支障がない工事は休館期間以外に施工することも可能であるが、通常営業時の体育館・プール、テニスコート利用者や各種大会の開催など施設運営を優先させるという制約の施工条件下で改修工事を行う必要がある。」とあります。 令和7年12月1日を前にして施設の利用予定がなければ、前もって長野市及び指定管理者と協議の上で施設改修工事を行うことをお認め頂けますか。	休館期間については令和7年12月1日～令和8年4月30日の中での設定を基本とします。 なお、休館期間については、提案いただいた休館期間を基に、実施設計の中で施設管理者を含め協議し決定することとします。 また、施設運営に支障がない工事は休館期間以外に施工することも可能です。
5	実施要領	18	Ⅲ.2.(2)「～施設の休館期間は、体育館・プール棟、クラブハウス棟共に令和7年12月1日～令和8年4月30日までを予定している。施設運営に支障がない工事は休館期間以外に施工することも可能であるが、通常営業時の体育館・プール、テニスコート利用者や各種大会の開催など施設運営を優先させるという制約の施工条件下で改修工事を行う必要がある。」とあります。 令和7年12月1日をもって施工が開始できる状況(体育器具・事務用品・販売用商品等がすべて撤去完了)にしていただくよう指定管理者と交渉頂けますか。必要があれば関係者との協議の上で荷物搬出作業の協力は可能です。	施設の引越については、工事による休館期間前に対応する予定です。